

環境だより

'平成30年度の事業概要(取組)紹介"

今回の「環境だより」は、年度初めの発行となりますので、環境保全課が実施する事業内容及び各種補助金について紹介させていただきます。

環境保全課関係の各事業紹介

環境保全課の業務には、いろいろなものがありますが、今回は皆さんの生活に直接関係があると思われる業務の内容について紹介したいと思います。事業は大きく4つに分類されます。それぞれの事業について簡単にまとめると下記のとおりとなっています。

≪ 廃棄物(ゴミ)関係 ≫

一般廃棄物の処理が主な業務です。一般廃棄物とは、町内の各家庭(個人)から排出される廃棄物(ゴミ)のことです。これは可燃・不燃ゴミ、粗大ゴミ、及びし尿汚泥に分類され、それらの回収及び収集運搬業務があります。また、不法投棄や放置自転車などの連絡(通報)があった場合には調査回収し処分を行います。この業務では処理するばかりではなく、再利用を目的としたリサイクルのために資源ゴミの回収にも取り組んでいます。

なお、事業者から出されるゴミについては、産業廃棄物(産廃)と事業系一般廃棄物に分かれ、産廃の主管は愛媛県となりますので、苦情が出た場合は県と共に対応しています。事業系一般廃棄物は、事業者から排出される紙くず、木くずなどで、鬼北町が許可している運搬業者で回収処理をしています。

≪ 下水道関係 ≫

生活排水対策に関する業務です。

鬼北町下水道化基本構想により、区域を農業集落排水処理区域と浄化槽整備区域に分け、 それをもとに農業集落排水への接続や浄化槽整備の推進を行います。

農業集落排水とは、大型の浄化槽のようなもので、各家庭から出る全ての生活雑排水及び し尿を下水管を通して各地区の処理場へ送り、まとめて浄化処理します。浄化処理した水は 河川へと放流されます。

浄化槽市町村整備推進事業では、各家庭で汲み取り又は簡易水洗から浄化槽へと転換する際に工事費の一部を町が助成する事業です。使用開始後は毎月使用料を納めていただき、納めていただいた使用料から浄化槽に関する全ての維持管理を行います。

※農業集落排水及び浄化槽の処理能力はおよそ 90%です。各家庭から出る汚れを 40gと すると処理後 4gとなって河川へと放流されます。

≪ 動物(愛護)関係 ≫

犬の登録、狂犬病予防及び野良犬対策に関する業務です。新しく生まれた犬、譲渡により 取得した犬の登録や死亡・転出による抹消を行い、犬の飼い主の方に、町で実施する狂犬病 予防注射案内書の送付を行います。また、野良犬の被害が出た場合は捕獲も行います。

※猫については、法律により捕獲などできませんので個人での対応をお願いしています。

≪ 生活環境(住まい)関係 ≫

生活環境の維持保全を主とした業務です。環境の保全として、町内各所の河川で水質保全のため検査を実施、「エヒメ AI-1」(環境浄化微生物)の普及に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの普及としては、太陽光発電システム・蓄電池システム・燃料電池システムを設置する際の補助金制度があります。

また、2ヶ月に1回、町内7箇所で空中の放射線量測定を行っています。測定結果についてはホームページで公開しています。

このほか、温暖化防止、地域環境整備事業があります。

各種契約内容の紹介

ここでは環境保全課の事業での契約について紹介します。

契約名	契約金額	契約方法	契約(業務)内容
בי ניווי אַ	大心立识	グルバノバル	24,10 (2)43,37 (2)
し尿及び浄化槽汚泥収集運	180当たり 155円	随意契約	町に代わり、各家庭からのし尿・汚泥の 汲み取り、処理場への運搬、及び引き抜き
搬及び処理手数料徴収業務 委託契約		172,23	
	単価は条例により決定	(単価契約)	手数料の徴収業務を委託。
			契約先 / 有限会社 広見衛生社
ゴミ収集運搬業務委託契約	68,094千円	随意契約	町に代わり、町内の各ステーションのゴ
			ミを回収、各処理場への運搬。また個人宅
			への粗大ゴミの回収業務の委託。
			契約先 / 有限会社大幸クリーン
粗大ゴミ処理委託料(運搬・ 残渣処理委託)	今後の契約事務 により決定	随意契約	町が引き取った粗大ゴミを材質毎に分
			別、各処理場までの運搬業務の委託。
			契約先 / 今後の事務により決定
不燃物最終処分場水質検査 委託料	648千円	入札	不燃物最終処分場からの地下水や浸出水
			の汚染状況を検査する業務の委託。
			契約先 / エヌエス環境(株)
農業集落排水施設管理業務 委託料	7,950千円	入札	最終処理施設にあるポンプなどの機械
			や、電気系統の保守点検業務の委託。
			契約先 / 有限会社広見衛生社
			有限会社鬼北衛生社
	今後の契約事務 により決定	随意契約	農業集落排水処理場の処理水(放流水)
水質検査委託料			の汚染状況を検査する業務の委託。
			契約先 / 今後の事務により決定
净化槽整備工事請負契約	その都度、入札により決定	随意契約	町設置型の浄化槽設置工事を行う際には
			見積徴取により業者を決定し施工。
			契約先 / 工事毎に契約予定
净化槽管理委託料	9, 186千円	入札	町管理型浄化槽の点検、維持管理を各地
			区毎に入札で委託業者を決定。
			契約先 有限会社鬼北衛生社
			株式会社ヒロケンテクノス
			有限会社小川電機商会
			有限会社セイケ電設
			有限会社広見衛生社
			日限云江山尤用土江

今年度の各種補助事業の紹介

環境保全課では今年度も各種補助事業を予定しています。いずれも環境問題(生活・自然)改善に向けての事業として、少しでも皆さんのお役に立てればと考えています。

事業によっては事前の申請が必要となり、設置工事等の後での申請では対象とならなくなる事業もありますのでご注意ください。事業の補助金についての詳しい内容をお知りになりたい方は、環境保全課までお問い合わせください。

また、それぞれの事業件数には予算の範囲内での限りがあります。定数となり次第終了となりますので、希望される方はお早めに手続きをお願いします。

補助事業名	補助額 (上限額)	概 要	
住宅用 太陽光発電システム 蓄電池システム 燃料電池システム 設置補助	上限 100,000円	自ら居住する(居住しようとする新築含む) 町内の住宅に各種システムを設置する際に補助されます。 ※設置工事前の申請手続きとなります。	
犬又は猫の不妊・ 去勢手術費補助	上限 3,000円	ペット(犬・猫)の不妊または去勢の手術を実施された方に、手術費の補助として交付します。 ※手術実施後の申請手続きとなります。	
生ゴミ処理機購入補助	上限 20,000円	生ゴミの減量化、堆肥としての資源化を図る目的として、電気式生ゴミ処理機を購入する際に補助されます。 ※機器購入前の申請手続きとなります。	
浄化槽設置補助	上限 5 人槽 753, 300 円 7 人槽 938, 700 円 10 人槽 1, 237, 500 円	生活排水による水質汚濁の防止を目的として、合併浄化槽に切り替える際(水洗化)に補助されます。補助額は、設置工事の内容により異なります。 ※設置工事前の申請手続きとなります。	
可燃ゴミ収集箱設置補助	上限 20,000円	環境美化、動物によるゴミの散乱防止等を目的として、利用者(地元住民)によりステーション管理している団体(自治会・組)に補助されます。 ※収集箱購入前の申請手続きとなります。	

「食品ロス」を減らしましょう

「食品ロス」と言う言葉をご存じでしょうか?まだ食べられる食品が捨てられることを「食品ロス」と言います。日本では、年間約2,800万トンの食品廃棄物が出されています。そのうち、年間約646万トンが「食品ロス」として処分されています。(総務省推計平成27年度)

食品ロスは、食品メーカーや卸・小売店、飲食店、家庭など「食べる」ことに関係する様々な場所で発生しています。食品メーカーでは在庫の処分、飲食店ではお客様の残した料理などが食品ロスの要因と言われています。また、家庭における食品ロスは年間約289万トン発生し、日本人一人当たりの食品ロス量を試算すると「茶碗約1杯分(139g)のご飯の量」が毎日捨てられている計算になります。家庭での食品ロスを食材別にみると最も多いのは野菜、次いで調理加工品、果実類、魚介類となっています。

現在国内では『もったいない!食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう』と様々なところで食品ロスを減らす取り組みが行われています。私たちは多くの食べ物を輸入しながら、大量に捨てているのです。大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らして環境面や家計面にとってもプラスになるような工夫に取り組んでいただきますようお願いします。

【 今日からできる食品ロス削減への工夫 】

≪ ご家庭での取り組み例 ≫

- ●買い物時の「買い過ぎ」に注意
 - 事前に冷蔵庫内などをチェック(メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効)
 - ・ 必要な食材をこまめにゲット(食品ロスで多いのは生鮮食品、余った食品は冷凍保存)
- ●「使いきる」・「食べきる」・「別料理に利用」を心掛け
 - ・残っている食材から使う(「いつか食べるから」は食品ロス予備軍)
 - 野菜や果物の皮は厚むきしない(食材の皮には栄養が多く含まれるものがあります。薄く皮をむくことで、生ごみは減って、栄養は増えることになります。)
 - 食材を上手に食べきる(定期的に冷蔵庫を整理する。冷蔵庫内を整理することで節電にも繋がります。)
 - ・必要な量だけ作る(作り過ぎは食品ロスの大きな要因です。作りすぎてしまった場合はアレンジを変えて別料理に利用してみましょう。)

≪ 食事会などでの取り組み例 ≫

- ●適量注文を心掛け
 - 人数やメンバー、メニューを確認し、食べきれる量だけ注文しましょう。どうしても余ってしまった分は持ち帰るようにしましょう。
- ●「3010運動」の取り組み
 - •「3010運動」とは、乾杯後30分間、お開き前10分間は食べること、食べきることに 集中すると言った運動です。

本内容での不明な点についてのお問い合わせは下記までお願い致します。

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 環境保全課 環境衛生係または廃棄物対策係まで 電話 0895-45-1111 (内線 2441~2443)